

## ワンストップ特例制度

ワンストップ特例制度とは、確定申告が必要ない給与所得者等がふるさと寄附を行う場合、「特例申請書」を提出することで確定申告を行わなくても住民税から寄附金控除を受けられる制度です。

対象者は以下の2つを満たしている方です。

- ① 給与所得のみの方などで、確定申告、市町県民税の申告が必要ない方
- ② 1月1日～12月31日までに行ったふるさと寄附金（ふるさと納税）の団体先が5団体以下の方

マイナンバー制度の導入により、平成28年1月1日からふるさと納税ワンストップ特例申請をする際は、申請書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。

申請書受付の際に番号確認と本人確認が必要となりますので、申告書に下記の書類を添えてご提出ください。

また、申請後に住所等の変更があった場合は変更届の提出が必要であり、マイナンバーの記載が必要です。

### ワンストップ特例申請書の添付書類

- 個人カードを持っている場合
  - ①個人カードの写し（表と裏の両面）
- 個人カードを持っていない場合
  - ①通知カードの写し
  - ②運転免許証またはパスポートなど、写真表示があり氏名、住所、生年月日が記載されているものの写し 1点

\*写真つき身分証明がない場合は、健康保険証、年金手帳など本人確認ができるものの写し2点

### 提出先

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地  
北広島町役場 企画課定住推進係

### 期限

申請書・変更届の提出期限は、寄附をされた年の翌年1月10日必着です。